

2017年10月

立教大学在学中に日本学生支援機構奨学金の貸与を受けており
2017年3月に卒業・修了した方（2017年10月から返還開始の方） 各位

立 教 大 学
学生部長 坂本 雅士

日本学生支援機構奨学生であった皆様へ（お願い）

皆様におかれましては、本学での学業を終えられ、お元気でお過ごしのことと存じます。

さて、本学在学中に日本学生支援機構の奨学生であった皆様は、10月から奨学金の返還を開始されることと存じます。

奨学金は口座振替により返還することとなっておりますが、このたび日本学生支援機構から、例年、初回の引き落としができない方がいるとの情報が寄せられました。

最初の引き落としができないと、延滞となり、その後の返還も滞ってしまう恐れがあります。

つきましては、初回の引き落としが、口座からきちんと引き落とされているか、今一度ご確認をお願いします。万一、口座振替の手続きを行っていないために日本学生支援機構から請求書が届いている場合には、至急、対応をしてください。

なお、返還が困難な場合は、返還期限猶予制度や減額返還制度などの仕組みがありますので、次の日本学生支援機構の相談窓口にも奨学生番号を用意のうえ電話してください。

《日本学生支援機構相談窓口》 電話0570-666-301

（海外からの電話、一部携帯電話、一部IP電話 専用ダイヤル03-6743-6100）

詳しいことを知りたいときは、日本学生支援機構ホームページを参照してください。

<http://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/>

奨学生であった皆様の奨学金の返還金は、次の奨学金の原資となります。本学としても、後輩学生たちのため、皆様に格別の留意をお願いする次第です。

末筆とはなりますが、皆様のますますのご健康とご活躍を祈念いたしております。